米軍基地関係特別委員会記録

＜第２号＞

令和８年第２回沖縄県議会（６月定例会）

令和８年７月８日（水曜日）

沖　縄　県　議　会

米 軍 基 地 関 係 特 別 委 員 会 記 録＜第２号＞

開会の日時

年月日　　令和８年７月８日　水曜日
開　会　　午前10時１分
散　会　　午後２時32分

場　　所

第４委員会室

議　　題

１　令和８年３月以降の米軍関係の事件・事故及びそれに係る再発防止策等の進捗について（付議事件調査）
２　陳情令和６年第135号外22件
３　閉会中継続審査・調査について
４　常態化する米軍パラシュート降下訓練に関する意見書及び同抗議決議の提出について（追加議題）

出 席 委 員

委　員　長　　小　渡　良太郎
副委員長　　高　橋　　真
委　　員　　喜屋武　　力
委　　員　　大　屋　政　善
委　　員　　比　嘉　　忍
委　　員　　仲　里　全　孝
委　　員　　米　須　清一郎
委　　員　　玉　城　健一郎

委　　員　　大　田　　守
委　　員　　仲宗根　　悟
委　　員　　比　嘉　瑞　己
委　　員　　当　山　勝　利

欠 席 委 員

委　　員　　又　吉　清　義

説明した者の職・氏名

知事公室長	多良間　一　弘
基地対策課長	玉　元　宏一朗
辺野古新基地建設問題対策課長	出　井　　航
警察本部生活安全部参事官生活安全企画課長事務取扱	上　間　　誠
警察本部刑事部長	島　尻　哲　也
警察本部刑事部参事官刑事企画課長事務取扱	仲　里　　鍛
警察本部刑事部組織犯罪対策課長	金　城　修二郎
警察本部交通部長	金　城　重　成
警察本部交通部参事官交通企画課長事務取扱	濵　田　哲　男
警察本部交通部管理官交通企画課次席	小野寺　　俊

○小渡良太郎委員長　ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本日の説明員として知事公室長、警察本部刑事部長及び同交通部長外関係部局長等の出席を求めております。

まず初めに、令和８年３月以降の米軍関係の事件・事故について及びそれに係る再発防止策等の進捗についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

島尻哲也刑事部長。

○島尻哲也刑事部長　米軍構成員等による刑法犯及び薬物事犯の検挙状況について御説明いたします。

令和８年３月から令和８年５月末までの米軍構成員等の刑法犯の検挙については、総数が20件21人となっており、前年同期と比較しますと、６件２人の減少となっております。

内訳は、凶悪犯の不同意性交等致傷が１件１人、粗暴犯の暴行等が11件12人、窃盗犯の万引きが１件２人、その他の住居侵入や器物損壊等が７件６人となっております。

薬物事犯の検挙については、２件１人となっており、前年同期と比較しますと、２件１人の増加となっております。

これらの事件につきましては、全て那覇地方検察庁に送致しております。

以上で、米軍構成員等による刑法犯及び薬物事犯の検挙状況についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○小渡良太郎委員長　刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

金城重成交通部長。

○金城重成交通部長　資料の３ページを御覧ください。

令和８年３月から令和８年５月末までの期間における米軍構成員等による交通人身事故の発生状況及び飲酒運転の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故は20件発生し、前年同期と比べ２件の増加となっております。

交通死亡事故につきましては、発生はございません。

続きまして、同期間における米軍構成員等による飲酒運転検挙件数は、９件となっており、前年同期と比べ７件の減少となっております。

以上で米軍構成員等の交通人身事故及び飲酒運転検挙に関する説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○小渡良太郎委員長　交通部長の説明が終わりました。

次に、知事公室長の説明を求めます。

多良間一弘知事公室長。

○多良間一弘知事公室長　米軍関係の事件・事故に係る再発防止策等の進捗について御説明いたします。

２ページを御覧ください。

初めに、第２回沖縄コミュニティー・パートナーシップ・フォーラムについて御説明いたします。

県は、在日米軍沖縄事務所との共催で、本フォーラムを開催したところです。

（１）本フォーラムの概要につきまして、令和８年５月28日14時から16時半頃までキャンプ瑞慶覧にて米軍と沖縄の地元関係者の意思疎通を強化し、協力的な問題解決を図ることを目的に開催いたしました。

参加者につきましては、米側からは、在日米軍沖縄事務所、在沖米軍各軍、在沖米国総領事館が参加しております。また、日本側からは、外務省沖縄事務所、沖縄防衛局、沖縄県警本部、沖縄県が参加しております。

（２）本フォーラムの協議内容につきまして、今回議題を、ア、事件・事故及び地域コミュニティーとの関係構築と設定しました。

イ、主な協議結果でございますが、(ア)沖縄に新たに着任した米軍関係者が受講を義務づけられている研修の資料、沖縄オリエンテーション概要について、県などの意見を踏まえ更新され、また、県側が更新を提案した性犯罪に関する事項を含む内容の一部は、米側が実施する犯罪防止に関する研修などで活用することとなりました。

また、(イ)犯罪の傾向を研究すること等が、効果的な予防策の策定に資するとの認識の下、犯罪発生状況等を分析し、意見交換を行いました。

その結果、沖縄県全体では窃盗犯が多数を占める一方、米軍構成員等による住居侵入や器物損壊が沖縄県全体の率と比べて高いことを確認しました。

その上で、今後の施策検討の際に可能な限り連携することや、住居侵入や器物損壊の防止のための取組についても検討するということを確認しました。

次に、(ウ)ボランティア・地域貢献活動といった草の根の取組が、事件・事故の防止に資する県民と米軍との信頼関係の基盤の一つであることを確認し、米軍が地域住民の直接的なニーズに対応する活動に積極的に資源を投入すること、県が連携する方針であること、互いへの敬意と、共に暮らす地域社会への具体的な貢献を示すことが共通目標であること等を確認しました。

３ページを御覧ください。

（３）今後の方針を説明いたします。

県としましては、米軍人等の事件・事故の再発防止のためには、一義的に

は、米軍及び政府が一層の隊員教育の徹底と綱紀粛正に取り組むべきであり、その上で県や県警も連携することが重要と考えております。

また、県としては、本フォーラムにおける協議のみで米軍人等の事件・事故の防止が図られるものではないことから、フォーラムの協議結果等を踏まえた、実務者間の意見交換を行うことが重要であると考えております。

このため、第２回フォーラムの協議結果がより実効性のあるものとなるよう、引き続き、実務者での意見交換等を行っていく方針としております。

次に、２、在日米軍が実施するリバティー制度について御説明いたします。

４ページを御覧ください。

現在、全軍種で統一的に実施されているリバティー制度の概要について、ア、全軍人の午前１時から５時まで基地外の飲酒施設の入店禁止。イ、全軍人の午前１時から５時までの基地外の公衆での飲酒禁止。ウ、19歳以下の軍人の外出禁止、といったことを記載しておりますが、前回の委員会で説明した内容から変更はございません。

最後に、３、日米合同地域安全パトロール等について御説明いたします。

６ページを御覧ください。

（１）日米合同地域安全パトロールについて、今年３月24日の本特別委員会後、４月18日に第10回目、５月16日に第11回目、６月20日に第12回目、７月４日に第13回目が実施されました。

基本的に、毎月15日前後のペイデイ（給料日）後の土曜日午前０時からパトロールを開始しますが、７月については、アメリカの独立記念日（アメリカ建国250周年記念）である７月４日と、いつもよりは早い日にちで実施しております。

令和７年４月以降の日米合同地域安全パトロール開始当初は、午前１時以降も米軍人と見られる者の飲酒施設への入店や屋外での飲酒が目撃されておりました。

しかしながら、パトロールの回数を重ねるごとにリバティー制度の徹底が図られ、午前１時以降閉店する店舗も多く、人通りが少なくなる様子が確認されております。今回の第10回から13回のパトロールにおいても逮捕者は確認できず、米軍からも逮捕したとの情報はありませんでした。

７ページを御覧ください。

（２）単独パトロールについて、昨年12月26日の日米合同委員会の声明において、早ければ、令和７年末に単独パトロールを再開するということでしたが、現時点で実施されておらず、外務省沖縄事務所からは、米側に確認したところ、具体的なめども立っていない旨承知しているとの回答がありました。

８ページを御覧ください。

（３）パトロールに係る課題について、令和７年11月の誤認拘束以降、単独パトロールは実施されておらず、日米合同地域安全パトロールにおいても、新たな課題は生じておりませんので、今年３月24日の本特別委員会でお示しした内容から変更はございません。

説明は以上です。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○小渡良太郎委員長　知事公室長の説明は終わりました。

これより、令和８年３月以降の米軍関係の事件・事故及びそれに係る再発防止策等の進捗についての質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発言者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図れるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、県警本部の資料のところから米軍構成員の刑事犯罪の検挙状況についてなんですけれども、今回、凶悪犯が１件で、あとは粗暴犯10件、そのほかの刑法犯５件のうち、住居が３件、器物破損が１件、薬事が１件ということになっています。全部、那覇地検に送致したということなんですけれども、凶悪犯の１件、不同意性交なんですけれども、もう少しどういった状況なのか説明できたらお願いいたします。

○島尻哲也刑事部長　お答えいたします。

本件は、令和８年４月沖縄本島内において不同意性交等致傷の被害申告を受けたことから所要の捜査を行い、本年５月22日付で事件送致に至ったものであります。

以上です。

○玉城健一郎委員　この事件自体は通報で覚知したのか、それともどのような

状況で覚知して、また逮捕者の身柄はどのようにしたのか、この辺り説明お願いいたします。

○島尻哲也刑事部長　お答えいたします。

被害の届出につきましては、被害者が通報してくださいという申出に基づいて、第三者からの通報によって覚知をしております。

本件については、事案の届出を受けた後に米軍捜査機関との連携の下、所要の捜査を遂げ、那覇地方検察庁に事件送致したというものでありますので、逮捕はしておらず不拘束で事件送致をしたということであります。

○玉城健一郎委員　分かりました。

不拘束でそのまま身柄を送致した、不拘束ということは被疑者自体は基地の中で普通に自由にいたのか、それとも米軍当局が拘束していたのか、その辺り分かりますか。

○島尻哲也刑事部長　事案の覚知を受け、米軍捜査当局から必要な捜査協力をいただき、その間米軍捜査機関等において必要な管理がなされたということで承知をしております。

○玉城健一郎委員　米軍捜査機関からどのような管理がなされたか、そういった詳細というのは県警には知らされていないのか。

○島尻哲也刑事部長　捜査の渦中でありますので、逃走及び証拠隠滅がないようにという観点で管理がなされたということで承知をしています。

詳細については、コメントを差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○玉城健一郎委員　分かりました。

今の話でも、どこまで知っているのか分からないんですけれども。ただ、こういったものというのが、例えば米軍ではなくて、県警は普通に一般の人だったら、一般論として身柄の拘束というのは恐らくやっていたと思うんですけれども、一般論としてこういった事案の場合は身柄の拘束をやっているんでしょうか。それともしないのか、一般論だけでいいです。

○島尻哲也刑事部長　一般論でお答えいたします。

不拘束で事件送致の事件につきましても、米軍捜査機関から必要な捜査協力を得て所要の捜査を遂げた上で、事件を検察庁に送致しておりますので、警察として的確に対応したと考えております。

○玉城健一郎委員　米軍とかではなくて、例えば属性が米軍ではなくて一般の方のこういった場合、どのように県警として対処をしているのか、そこをお願いします。

○島尻哲也刑事部長　御質問の米軍等の属性にこだわらずというようなことでありましたが、逮捕につきましては一般的に逃走や証拠隠滅の観点から判断するものと承知しており、今後も個別に的確に対応してまいりたいと考えております。

○玉城健一郎委員　分かりました。

続いてリバティー制度との関係なんですけれども、リバティー制度は大体１年やっていて、あとパトロールをやっています。このパトロールだったりとか、リバティー制度の今起こっている事件・事故との因果関係というのは見えてきましたか。例えばパトロールが実施されているところは、今沖縄市が中心ですけど、例えばそこでは著しく事件・事故が減ったとか、一方でほかのところで増えたとか、そういった分析ってされていますか。

○島尻哲也刑事部長　リバティー制度あるいはパトロールとの関係で事件・事故が増減をしたかというような御質問だと思いますが、例えば数字的に申しますと、令和８年３月から５月までのリバティー制度期間中の事案ということで説明します。リバティー制度は米軍内部の軍人対象の制度との理解の上で、県警において詳細な把握は困難でありますけれども、審査期間中で見ると刑法犯検挙件数20件のうち16件が軍人の検挙となり、そのうち午前１時から午前５時までの時間に発生したものは３件でその全ては飲酒絡みだったと。飲酒絡みの３件の内訳は暴行、傷害といった粗暴犯３件となっております。

なお、増減については、明確な分析をするのは困難だというふうに考えております。

以上です。

○玉城健一郎委員　分かりました。

困難ということだったんですけれども、この１年たってみて実際に県警も一

緒にフォーラムに入っている状況にある中で、やはり検証というのをやっていかないといけないと思うんですよ。これが本当に効果があったのかどうかというところ。それは米軍からはそういったことを言わないと思うので、沖縄県警として、例えばフォーラムがあったり、リバティー制度をやることによってどれぐらい事件に対する抑止が働いているのか。もしくはこれが足りないところはどこなのか。それで抑止が働いているんだったらもっとやらないといけないし、抑止が働いていないともっと考えないといけないということになると思うんですけれども。その辺り、ぜひ今後、研究としてやっていただきたいんですがいかがでしょうか。

○島尻哲也刑事部長　ただいまの御質問は米軍当局の施策でありますリバティー制度あるいはフォーラムなどにおいて、その効果について検証してということで理解をいたしました。パトロールも含めまして。その結果、犯罪が増減したということにつきましては、しかるべきタイミングで米軍当局の指導者層あるいは監督者層と情報共有して、米軍が行う指導教養などの参考にさせていただきたいというふうに、適宜のタイミングで情報共有をしていきたいと思います。

以上です。

○玉城健一郎委員　ぜひ、よろしくお願いいたします。やはり、こういった事件・事故というのは、やはり県警が一番分かっているだろうし、現場の警察官が一番この街の雰囲気というのを知っていると思います。そういった状況の中で、今どういった感じになっているのかというのをしっかり情報を集めながら、また、県が渉外としては窓口になりますので、県としっかり連携を取りながらこういったものを取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、知事公室長のほうにお願いします。

フォーラムについて、今回このオリエンテーションの内容について少し概要説明がありました。沖縄県からはこのオリエンテーションの内容について、県などの意見を踏まえ更新されたということなんですけれども、このオリエンテーションの内容が分かる資料って提出できますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。

このオリエンテーション概要というのは、沖縄に初めて着任される軍人の方とかその家族の方に向けた研修の資料という意味なんですけれども、この資料は基本的には非公開という扱いでされていると聞いておりますので、公開とい

うところは今のところ考えられていない資料となっております。

○玉城健一郎委員　この資料の内容自体は沖縄県は把握していますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　全て把握しております。

○玉城健一郎委員　２年前ぐらいにオリエンテーション概要の内容が出てきたときに、あまりにも我々の認識と米軍側の認識がかけ離れたオリエンテーションになっていたというところがあって、それを指摘させていただきましたけれども、その辺りについては更新されているのか、その点お願いいたします。

○玉元宏一朗基地対策課長　今回更新した前のバージョンのオリエンテーション概要について、今御指摘されている内容については、そのさらに前のものなんだろうと思いますけれども、我々が更新したその直前のバージョンについてもそれなりに沖縄の米軍による事件・事故であるとかも記載はされておりました。我々としては、それをさらにこういう事件・事故は一件もあってはならないという趣旨を、米側の立場で軍人の方に伝えてもらうようなメッセージをその中に入れてもらうであるとか、そういうふうな更新をさせていただいているところです。

○玉城健一郎委員　分かりました。

このオリエンテーション概要の内容についてなんですけれども、米軍側から公表しないということなんですけれども、これだけ事件・事故で県民が悩まされている状況の中で、やはりある程度県民に対して説明する義務は生じると思うんですよ。なので公開を求めていく必要はあると思うんですけれど、いかがでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　その資料の全体について基本的に非公開だというふうに聞いているところですけれども、委員おっしゃるように県民の皆様に対して説明をするという観点の中で、どのようなことができるかというのを少し検討させていただければと思います。

○玉城健一郎委員　ぜひ、よろしくお願いいたします。やはりどういった教育をやっているのかということで、それが県民に説明されることによってお互いの信頼関係を生むことになると思いますので、ぜひその点は米軍に対し要望し

ていただきたいと思います。

また、フォーラムにおいてですけれども、県からの要望だったりとか、意見交換をしているということなんですけれども、逆に米軍からの要望とかそういったものもありましたか。

○玉元宏一朗基地対策課長　米軍のほうからは、事件・事故にフォーカスを当てる取組はもちろん重要性は認識されていますけれども、どちらかというともう少しソフトなボランティア活動ですとか、地域コミュニティーのニーズに合ったような活動を我々もしていきたい、という要望、意向が強いというような傾向がありまして、そういうテーマについてもしっかりこのフォーラムの中で議論していきたいという要望がございました。

○玉城健一郎委員　その辺りは沖縄県側と県警もそうですけれども、沖縄県側と米軍側の意識の差だと思います。ただ今回のコミュニティー・パートナーシップ・フォーラムというのは事件があってからのものですので、やはりもともとの考え方としては、事件をなくしていくこと、事故をなくしていくことが一番の目的だと思いますので、その点はしっかり県として言っていくこと。

先ほど県警にもちょっとお願いしましたけれども、やはり沖縄県と県警がしっかり連携しながら、事件に対してどういった状況で起きているのか、どういった兵隊だったりとか、どういった人たちが起こしているのか、事件の場所はどこなのか、時間帯とかも全部含めて分析した上で、じゃ、そのために有効打はどうしていくのかという議論をするところがここだと思いますので、ぜひその点はしっかり取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員おっしゃられるとおりこのフォーラムを立ち上げた経緯というのは、令和５年12月の事件をきっかけに知事が上京して要請をしてというところの流れの中で、令和６年７月に創設を発表したというような経緯がございます。ただ、実際のフォーラム自体は事件・事故にこだわらず幅広い分野で意見交換するという立てつけではございますが、我々としては経緯のこともしっかり踏まえて事件・事故については外さずに、しっかり毎回協議を深めていけるようにしていきたいと思っております。

○玉城健一郎委員　あとフォーラムについてなんですけれども、次回のフォーラムの開催時期とか、そういったものはお話しされましたか。

○玉元宏一朗基地対策課長　このフォーラムは基本方針という設置要綱みたいなものがありまして、原則年に１回開催というふうにしているところなんですけれども、次回の開催時期をいつにするかというところまでは、今回は具体的には決めておりません。

○玉城健一郎委員　原則１回ということなんですけれども、やはり次の開催をどうするのかというのまでしっかり話し合ってやっていただきたいと思います。

ぜひともフォーラムができたところでありますので、しっかり生かしていけるように、知事公室また県警も連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員　よろしくお願いいたします。

米軍構成員による刑法犯罪等の状況について飲酒関連が増えているような気がしますけれども、これは傾向的に検挙者の中にも飲酒関係が増えているんでしょうか。

○島尻哲也刑事部長　御質問の飲酒絡みの刑法犯が増えたということにつきましてはなかなか分析することは困難でありますが、飲酒絡みが多かったということにつきましては、米軍関係者と情報を共有し、今期の特徴である飲酒絡みの事件を様々な指導に生かしてもらうように情報を共有していただくとともに、県警察としましては、飲酒の場所である繁華街などにおけるパトロールを強化し事故の防止に努めるとともに、その他所要の警察ができる対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大田守委員　今回の期間のものを見ると、件数と人数のほうが少なくなっても括弧の中の飲酒関連がプラスになっているんですよね。新聞の報道等を見ると住居侵入のあれは飲酒関係のようだったと思うんですけれども、住居侵入のほうは飲酒関係がほぼほぼでよろしいでしょうか。

○島尻哲也刑事部長　御指摘の飲酒の関係について粗暴犯という視点からお答えさせていただきたいと思います。審査期間中の粗暴犯の検挙は11件12人となっており、その内訳は傷害が７件８人、暴行が３件３人、脅迫が１件１人となっております。

その上で、増加傾向などについてはなかなかお答えするのは困難でありますけど、飲酒の有無につきましては粗暴犯の検挙12人のうち、飲酒絡みの事案は７件でありました。飲酒絡みの内訳は傷害が４件、暴行が３件で飲酒絡みとなり、脅迫は飲酒なしとなっております。

以上でございます。

○大田守委員　先ほど知事公室側の話では、リバティー制度をしっかりとやってきた結果じゃないかというお話もございましたけれども、ただ飲酒絡みのほうが多くなっているのであれば、このリバティー制度が本当に働いているのかどうか、たまたま検挙できなかったものが多いのか、そこまでは分からないですか。

○島尻哲也刑事部長　先ほども答弁申し上げましたが、今期確かに御指摘のとおり飲酒絡みが多かったということでありますが、パトロールが開始された期間を通年として分析はなかなか困難でありますので、繰り返しになりますが、米軍あるいは県と情報共有しまして、飲酒絡みが多かったという結果について米軍当局と情報を共有し指導に生かしていただくとともに、我々としましては、飲酒絡みの事件・事故を防ぐという観点で必要な警察措置を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田守委員　累計の人身事故発生状況を見ると、増減率のほうで飲酒絡みのほうが200％、500％というような形で増えているんですよね。

○金城重成交通部長　飲酒絡み事故の増加の要因としては、軍人だけではなく軍属、家族の事故がそれぞれ１件ずつ発生していることも挙げられるかと思いますので、現在実施しております飲酒運転の根絶教育を軍人家族も含めて広げて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○大田守委員　そうなってきますと、今リバティー制度のほうは軍人のみに課せられていると思うんですけれども、そこは軍属そして家族までその枠を広げるというような形は考えていませんか。

これは知事公室のほうになるのかな。リバティー制度は今軍人のみにやっていますよね。それを軍属、家族までリバティー制度の中に入れることができるのかどうかですね。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員おっしゃられるとおり、このリバティー制度は我々も確認したところ適用対象は軍人のみということで、軍属また家族などについては適用対象外になっているということを確認しております。つまり、軍属などはリバティー制度に関係なく、いろいろ飲酒なりをしている状況があるということになりますので、これについて何らかの対応ができるのかどうかということは米軍側に少し投げかけはしているところですけれども、もう少し深掘りをして話合いをしていきたいと思います。

○大田守委員　ぜひともよろしくお願いいたします。

それと薬物犯のほうで今回検挙数が増えているんですが、軍人・軍属の薬物の中から民間のほうに流れている可能性があるかどうか。

○島尻哲也刑事部長　本審査期間中における薬物事犯の検挙状況は、覚せい剤取締法違反と麻薬及び向精神薬取締法違反で２件１名となっており、前年同期と比較して２件１人の増加となっております。

御質問の県内における流通などの影響についての情報には接してございません。

以上です。

○大田守委員　薬物事犯のうち、覚醒剤と大麻この２つが主ということでしょうか。

○島尻哲也刑事部長　繰り返しになりますが、今期の検挙につきましては、覚せい剤取締法違反と麻薬及び向精神薬取締法違反で２件１名検挙したということでございます。

以上です。

○大田守委員　今、沖縄県でエトミデートが結構若い方々を中心に増えている

んですよね。たしか糸満のほうでもそれが元じゃないかというニュアンスの報道がされております。そちらの方面では、県警とすれば米軍のこの関連では出てこないですか。

○島尻哲也刑事部長　今期以外のものについては資料がないのでお答えすることは困難でありますが、エトミデートが米軍関連との情報には、私は承知をしておりません。

以上でございます。

○大田守委員　今度は知事公室のほうに伺っていきたいと思っております。

今回のコミュニティー・パートナーシップ・フォーラムの中で、住居侵入や器物破損等の防止のための取組について検討するという形で確認したということになっておりますけど、具体的にどういった検討がなされましたか。

○玉元宏一朗基地対策課長　具体的にこれから検討していくということを確認したということではあります。その前の段階で沖縄県全体の刑法犯の構成比、米軍人等の刑法犯の構成比を比較するような分析をした結果として、沖縄県全体としては窃盗犯が一番割合として多いという状況ですけれども、米軍人等で見ていくと住居侵入等ですとか、あと器物損壊などが県全体と比較すると非常に大きくなってきているという明らかな構成比の違いが分かりました。これらについては、まず具体的に取り組んでいく一つのきっかけとして、住居侵入と器物損壊については、今後どういう要因で、どういう背景で増えて多くなっているのかということを分析をしながら、対策について取り組んでいこうということを確認したということでございます。具体的な取組は今後ということになってまいります。

○大田守委員　協議内容の中で、ボランティア・地域貢献活動というものもございます。

米軍の軍人・軍属の皆さん方がボランティア活動を結構なさっているんですね、特にビーチクリーンを含めて。この間の６月23日の慰霊の日の前の清掃等、結構やっているんですけれども、これはなかなか私たち県民に伝わってこない。私は、ここは基地賛成・反対ではなくて、やはりそういった形の活動をやっていることについては沖縄県として発信すべきだと思うんですけれども、この点に関していかがでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員おっしゃられるとおり、米軍からの情報をいただいたところ、ビーチ清掃などのボランティア活動ですとか、地域との文化交流活動を積極的に行っているということで、件数で言いますと各軍４軍種ありますが、それを合わせて令和７年には1578件という報告を受けておりまして、非常に積極的に活動されていると認識をしております。

あとは、地元住民と共同で津波避難の災害対応訓練に取り組んだというようなこともお聞きしております。

県としても、米軍によるこのような取組を事件の防止などに向けた県民と米軍との持続的な信頼関係の構築の基盤の一つになり得ると思っておりますので、こういう取組もしっかり評価しながら拡大に向けて取り組んでいきたいということでございます。

○大田守委員　この点はしっかりお願いしたいなと思っています。

今から10年以上前なんですけれども、米軍の名誉司令官という方から米軍の将校クラスの婦人部が英語教育のほうで貢献したいと、ボランティアしたいというお話がありましたけれども、その市町村の中で思想的に合わないものがあるということで拒否されたんですよね。私は本来そういったものではないと思うんですよ。ある以上はしっかりそこは協力してやっていくと。そうしないと事件の軽減にもつながらない、そのように思っております。これはぜひともよろしくお願いいたします。

それと、今後の方針のほうで隊員教育の徹底と綱紀粛正に取り組むとありますけれども、そのために県や県警も連携するという形になっております。これに対して、今までは米軍の一個人の犯罪者というニュアンスでやってきております。そして、事件・事故が起きるたびに県議会でも何度も抗議をやっております。ただ、ほぼほぼ効果がないんじゃないかと、今現状を見るとですね。そうなってくると、もう少し強い取組が必要だと思います。

米軍基地に水を供給している、これは市町村です。そして電気を供給している、これは民間事業です。ただ、この民間事業の中で一番大きな株主は沖縄県です。万が一こういった犯罪が起きた場合、そういったものを一時的に止めるぞというところまで、県は抗議はできませんでしょうか。これは生存権の問題やいろいろあると思いますけれども――ただ、私は言って聞かなければそこまでしないと、この今の現状はもう何十年も繰り返していますよね。年間100件以上起きています。それを本当に止める気があるんだったら、沖縄県のそういった強い姿勢が必要だと思いますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員の、犯罪を抑止したいというすごく強い思いの中での発言だと思います。今回のフォーラムの関連で申しますと、米軍とか日本側が共に協力して実施できる課題を見つけて協力していくための基盤をつくっていこうというところが趣旨でございますので、今おっしゃられたような水を止めるとか、電気を止めるとかというところは、ちょっと少し次元が別の部分にある取組かなと思います。また、県の中でそれを具体的に調整したことはないかと思いますので、今回については御意見として受け止めさせていただければと思っております。

○大田守委員　今のは過激な提案だと思いますけれども、ただ本当にこれ以上こういった事件・事故が減らなければ、私は少し沖縄県としての姿勢の中に、ちょっと強めの姿勢を入れてもいいんじゃないかなと思っております。

よろしくお願いいたします。以上です。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

高橋真委員。

○高橋真委員　今回、県警の提出していただきました資料２ページの審査期間が３月から５月末までの刑法犯の検挙状況の部分であります。その中で粗暴犯、注目してみたいと思っております。

検挙件数が11件、昨年よりも倍増している状況であります。特にその中で飲酒絡みがかなり増えていると思うんですけど、これはどういった要因なのか、県警としての受け止めを教えてください。

○島尻哲也刑事部長　一般に犯罪の要因の一つとして飲酒絡みが多いと認識しております。その上で、一般論として県民に対して適正飲酒という形でお声かけをする場合がありますが、委員御質問の今期の飲酒絡みが増えたということについての理由につきましては、例えば、検挙した被疑者からどうしてお酒を飲んだのかということなどの話の中からすると、特別に犯罪につながるようなコメントがないのでなかなか分析は困難であります。

ただ一方で、飲酒絡みが多いということについては、やはりそこにフォーカス、焦点を絞っていかないといけないというふうに考えております。

そういうことから今期の飲酒に係る事件・事故が多かったということにつきましては、米軍関係者の指導者層、管理者層と情報共有し、指導教養の中で生

かしてもらうこと、あるいは我々の対策としましては、飲酒の場が提供されることが多い繁華街などにおけるパトロールなどを強化し、事件・事故の防止に努める必要があるかという受け止めをしております。

以上でございます。

○高橋真委員　受け止めていただいた見解、ありがとうございました。

発生パターンを確認、お尋ねしたいんですけど、特に今回増えている飲酒絡みの部分です。どのような時間帯、そして場所、またこれも分かるんでしたら階級層、どういったところで発生しているものなのか教えてください。

○島尻哲也刑事部長　御質問の粗暴犯の関係について、改めて御説明申し上げます。

令和８年３月から５月までの粗暴犯につきましては、傷害が７件８人、暴行が３件３人、脅迫が１件１名。発生時間帯につきましては粗暴犯のうち――リバティー制度の規制時間帯午前１時から５時と理解しておりますが、その中で３件４人、粗暴犯の検挙12人のうち飲酒絡みの事案は７件となっております。

ただいま時間帯と飲酒したということの回答になると思いますけれども、具体的に発生場所につきましては、現在個別の資料を手持ちで持っておりませんので回答することについては困難であります。

以上であります。

○高橋真委員　ということは、いわゆる飲酒絡みの事件の大半はリバティー制度の時間帯という内容でよろしいんでしょうか。お伺いいたします。

○島尻哲也刑事部長　粗暴犯11件12人のうちリバティー制度の時間につきましては３件４人ということでありますので、その数のとおりでございます。

以上です。

○高橋真委員　分かりました。

要するにリバティー制度以外の時間帯でも飲酒絡みの事件が発生をしているという受け止め、もう一回確認します。よろしいでしょうか。

○島尻哲也刑事部長　粗暴犯につきまして11件12人のうちリバティー制度の時間が３件４人となっておりますので、その他の時間についても事件の覚知を

しているというところであります。

○高橋真委員　ということは、リバティー制度の時間帯はもとより、飲酒の在り方について平時から隊員教育とか、啓蒙活動とかをしていかなければいけないという認識になろうかと思います。知事公室長いかがでしょうか。

○多良間一弘知事公室長　それについてはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、一方でいろいろデータを分析しますと、先ほど言った住居侵入とか、犯罪の件数とかが一番多いのがやはりリバティー制度の時間帯、酒を遅くまで飲んでその辺りの部分が一番多いという状況になっているかなとは思っております。まずはそういったリバティー制度の徹底とかを図りながら、今委員がおっしゃるようにそれ以外の時間帯も発生しているということを踏まえますと、さらに飲酒に関する隊員教育とか、そういったものも徹底してやっていただく必要があるというふうには考えております。ですから、フォーラムを通じてその辺りについても引き続き米側と効果的な対策というものを一緒になって考えて検討していきたいと考えております。

○高橋真委員　これは大きな課題だと指摘をさせていただきます。

３ページの人身事故及び飲酒運転検挙状況の部分でございますけれども、１月から５月の年累計では、人身事故の発生がかなり激増している状況があります。審査期間の３か月の中でも重傷者が出ていると――死亡は発生してないようでありますが、事故自体の規模が少し重くなっているのかなと思っております。しかも、その期間中の事故も３件が飲酒絡みということでありました。この事故の分析、県警としてどのような受け止めをされているんでしょうか、お伺いいたします。

○小野寺俊管理官交通企画課次席　お答えいたします。

委員御指摘のとおり、今年の１月から５月までで発生した米軍構成員等による人身事故は37件と、前年同期と比べ15件の増加となっているところでございます。加えまして、特に重傷事故が６件発生しており、こちらが前年同期と比べて６件の増加となっているということで、重傷事故の増加が非常に目立つところでございます。

事故それぞれの発生状況を見ますと、人対車両のものが１件、車両相互で追突が１件、正面衝突が１件、それから車両単独が１件などとなっており、それぞれ事故の発生状況に違いはございますが、いずれにしても単独事故を除きま

して、それぞれに被害者の方がいるという事故でございますので、そういった事故の増加については、米軍関係当局のほうに申入れ等を行っているところでございます。

また、併せてこの１月から５月までの間の分析としまして、リバティー制度の時間帯午前１時から午前５時については軽傷事故１件の発生となっているところでございます。先ほど交通部長のほうからも答弁させていただきましたが、飲酒絡み事故についても委員御指摘のとおり３件となっておりますが、今回は軍属や家族によるものがそれぞれ１件ずつ発生しているというところも踏まえまして、こういった米軍人のみならず軍属や家族に対しての取組を広げていきたいということで、米軍当局と調整をしているところでございます。

以上でございます。

○高橋真委員　これは、主に要因としてどういったことが考えられますか。例えば、沖縄に新しく新任として赴任してきた方々が多かったのか、時期が時期だけに。もしくは様々あると思うんですけど、日本の交通ルールが分かっていないのか、どっちだと考えていますか。

○小野寺俊管理官交通企画課次席　お答えさせていただきます。

事故発生時の、例えば軍人さんなり、沖縄に着任してどれぐらいの期間がたつのかということについては、申し訳ございませんが統計として持ち合わせてはございません。

ただ、沖縄に着任する際にＳＯＦＡ免許を取得する機会がございますが、この機会等において日本の交通ルール、米国との違い、それから飲酒運転に関する罰則等々について、新たにビデオを使うなど県警のほうで教養ができるような取組を、今米軍当局と進めているところでございます。

○高橋真委員　分かりました。

特に人身事故について重篤な方も多いということでありましたけど、被害者の補償、これはスムーズにいっているんですか。県警が立ち会っていく中で、これは大きな課題があるんじゃないかと私は思っているんですが、いかがでしょうか、現場では。

○濵田哲男参事官交通企画課長事務取扱　お答えします。

交通事故が発生した際の補償につきましては、県警としては所管をしておりませんので、個別具体的な状況については把握していないところでございま

す。
　以上でございます。

○高橋真委員　知事公室にお伺いします。
　沖縄県民が事故に遭ったときに、例えば相手が米軍や米軍属の方の場合ですと、沖縄県民同士の事故と違っていて、そういった保険での補償とか、様々な対応というのはスムーズにいっている状況なんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　課題認識を持たれての御質問だと思います。おっしゃられるとおり、保険によってカバーできる部分以外にそれ以上の損害が発生するといった場合、公務外の事件・事故になった場合には、加害者が米軍人等であった場合には、まず第一義的には加害者が賠償する責任を有するということで、そこでの示談なりが調わなかった場合には裁判になっていくと。その上で、次に裁判なりで確定した金額よりも実際の損害額が大きい場合には、米側が見舞金として支払う、それでもさらに足りない場合には日本側が支払う、というような手続になっております。それによって時間がかかるですとか、場合によっては金額的に不足する場合もあり得るというふうに聞いております。
　以上です。

○高橋真委員　これは公務外のお話であります。
　先ほど県警のほうに御回答いただいた事故なんですけど、沖縄県民が被害者となる交通事故に関しては、公務と公務外どっちが多かったですか。割合を教えてください。

○濵田哲男参事官交通企画課長事務取扱　県警におきましては、米軍が事故を起こす際の公務中、公務外の統計は取っておりませんので把握はしてございません。
　以上でございます。

○高橋真委員　知事公室、これは沖縄県民が、公務中であれ、公務外であれ、多分大きな負担を被る部分があります。私は実際現場で立ち会ったので非常に実感としてあるんです。特に公務中は、日米合同委員会ですか、そういうことで補償が決まらない限りこれが下りてこないので、その間全部自己負担するんですよ。しかも、県民側が保険を使っているのであれば、保険を使ってこっちの等級を落としてまでやるんですよ。これっておかしい話でありまして、今

言ったように今回は公務、公務外は分からないということでありましたが、実際日常的に沖縄県内で交通事故が起きるわけであります。その起きたときにどうやったら県民の暮らしの保障とか、しっかりフォローできる体制があるのか、また、そういう不具合が起きないように国の関係機関であったり、米軍当局にしっかりと県側の意思を通していただくお考えあるのか、お伺いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。

委員おっしゃられるように、公務中の事件・事故については、まず日本政府が損害を賠償して、その費用負担についてはその後日米において協議をして決めるというような仕組みになっているわけですけれども、おっしゃられるとおり非常に手続が煩雑というか、手続を経る必要があって非常に時間がかかりすぎるという課題があるというふうに、委員のこれまでの御指摘も含めて我々も防衛局にも確認したところ、そういうふうに聞いております。

これについては、県として、これまでの日米地位協定に関する要請の中では主に公務外の補償について中心にやってきたところですけれども、公務中の補償に係る課題についてもしっかり認識をして、どのような形で政府なりに要請をできるのか、検討していきたいと思います。

○高橋真委員　しっかり寄り添って対応してください。

以上です。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員　フォーラムについてお聞きしたいと思います。

知事公室の資料２ページですか、今回２回目のフォーラムなんですけれども、その成果がどうだったのかという観点でお聞きしたいと思います。

資料では主な協議結果で（ア）、（イ）、（ウ）とありますけれども、（ア）のオリエンテーション、県の意見を踏まえて更新されたとあるんですが、どういったことを提案して採用されたのか教えてください。

○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、今回の説明の中に入れています研修資料――沖縄オリエンテーション概要という名前ですけれども、これは沖縄に新たに着任した米軍関係者が受講を義務づけられているものになります。この中で沖縄

の歴史的な実例ですとか統計データ、またその事例説明、沖縄が持つ地域的な特性などについて、沖縄をよりよく歴史的な面も含めて知ってもらうという観点で、内容を充実させることをまず一つ行いました。事件・事故について犯罪を起こしてはならないというところの、先ほど少し概要で御説明した部分については、具体的なところを一例で申し上げますと、犯罪は合衆国軍隊の理念に最も反するものの一つである、またそれは全ての人々を深く怒らせ、悲しませ沖縄県民の反発を招き米国の評価を著しく損なうものであり決してあってはならない、というような表現を加えて、それを米軍側の立場で米軍人たちに説明し教育をするというような趣旨の内容を入れております。

また、事件・事故に関するところについても、過去の性犯罪の事件などについて例示を付け加えさせていただいて、認識をしてもらうというような形で改定をさせていただいております。

○比嘉瑞己委員　オリエンテーションの中身を充実させるのも大切ですけれども、やはり求められているのはこの（イ）の部分だと思うんですよね。この事件・事故を本当に防止していくためにどういった具体的な取組ができるのか、そのためにフォーラムってつくられたと思うんですけれども。先ほどからの答弁だと、今後とも分析して検討していくというところにとどまっていると思うんですけれども、何か具体的な取組というのは日米間では約束されなかったんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　今回のフォーラムでは、まずは現状の犯罪の構成比などを基に課題があるということを、お互いに共通認識を持って今後取り組んでいくということまで認識を共有したということになります。今後については、これから具体的な日程などを決めていくことになるかと思いますけれども、具体的な実務者間の協議、例えば県警また米軍側の憲兵隊の部署、そういう関係する部署との話合いをセットして、具体的な取組につなげていくということを想定をしております。

○比嘉瑞己委員　フォーラム自体は年１回というペースだけれども、実務者間の協議というのは継続的にやっていくという理解でよろしいんでしょうか。どういったペースでやっていきますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　今委員おっしゃられている認識、そのとおりでございまして、年に１回のフォーラム、いろんな全体的な各軍種から幅広く40

人ぐらい集まっての会議を１回開催するだけで具体的な改善につながるとは我々も思っておりません。むしろその後に我々が共有した課題について、より専門的な知見を持つ実務者間で意見交換をして、改善策を見いだしていくということがより重要だと考えております。それはその課題の案件によって回数なり頻度なりとかは決まってくるかとは思いますけれども、まだ正直なところ、ちょっと具体的にスケジューリングまではしておりませんが、次回のフォーラムで一定の成果を出せるように複数回意見交換なりを重ねて、解決策を生み出していくような取組をしていきたいと思っております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　我々、この軍特委員会、年４回の定例会でやっていますけれども、やはりこれぐらいのペースできちんと日米間と実務的な話をやるべきだと思います。その中で何を向こうと協議していくかなんですけれども、県からこういったことを提案したいというものは皆さん持ってはいるんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　正直なところ、明確に組織的に決めたようなことはまだございませんけれども、例えば住居侵入ですと、やはり一般家庭の中の家に入っていくような行為というのは、その後に暴力的な犯罪につながるおそれもあることで、我々としては非常に懸念を持っております。それと器物損壊も暴力的な犯罪に近いと思いますので、そういうことにまず焦点を当てて、こういうことを起こす要因はどういうものなのかということを、もう少し掘り下げて理解をした上で、その原因について対策を取るような新たな研修であるとか、綱紀粛正の方法を米側に提案をするということが考えられるのかなというふうに思っております。

○比嘉瑞己委員　教育も大切ですけれど、やはり何らかの罰則、規則なり縛りをつけないとなくならないと思います。そういった意味で我々軍特委員会でも各委員がそれぞれいろんな提案をしているので、ぜひ皆さんの課としても、米軍にこういったことを求めていくんだというものをきちんとまとめていく必要があると思います。ここはちょっと公室長のほうで答弁願います。

○多良間一弘知事公室長　お答えいたします。

フォーラムにつきましては先ほども説明しましたけれども、沖縄オリエンテーション概要という形での教育の中身の話とかと併せて、今回はどういった犯罪で米側と沖縄県民との違いがあるのかといった分析結果でありますとか、

発生している時間帯などの分析について簡単であるんですけど、そういった集計をして示してきたところです。

そうした中におきまして、やはり時間帯という形で見ると１時から５時ぐらいの時間がやはり一番多いということで、そういったことがはっきりしてきたので、まずはこういったリバティー制度とかそういったものを徹底していこうって話になっているわけです。そういった中において、次に犯罪種ということで住居侵入、器物損壊の割合が多いという部分について、どういうふうに対応していくかについては、お互いまた検討していこうってことが確認されたということですので、また引き続き実務者間で具体的にお互い話し合いながら、どこまで、どういったことができるのか、そういったアイデアをしっかりお互い出し合いながら、次回のフォーラムでどういった対策ができるかというのをしっかり固められるように、我々としてもしっかり米側と調整を図っていきたいと考えているところです。

○比嘉瑞己委員　具体策を持って求めていってほしいと思います。

今、公室長もおっしゃったように、事件・事故の時間帯というのはテーマだと思います。今、この米軍の外出の制度はどうなっているのか。許可制になっているのか、自由に外出できるんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　リバティー制度のことかと思いますけれども、リバティー制度というルールを米軍が設定をして、それを守るようにという指導をしているということですけれども、具体的にゲートを出る際に許可を得るとかそういう手続があるということではないと聞いております。

○比嘉瑞己委員　リバティーは外出での飲酒になっているんですけど。私は、もっと広い意味で外出がどうなっているのか、この制度がまずどうなっているのかを押さえる必要があると思います。というのは、飲酒で５時までとなっていて、明け方に住居侵入が多いという傾向がありますよね。だからこれはなぜなのか、外出の許可制度がないから起きているのか。そうであったらちゃんと外出許可制度をつくるべきだという提案が出てくると思うんですよ。やはり、そういった提案がないと、向こうもずっと検証だけで終わってしまうので、その外出の制度について他国でもどうなっているのか、こういったことを皆さん研究して提案することが必要だと思います。いかがですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員おっしゃられるような外出自体を制限すると

いうような取組も選択肢といいますか、議論の中に上がり得るものかと思います。それも含めて先ほど申し上げたように、例えば住居侵入というものがなぜこんなに多いのかということを要因分析していく中で、外出そのものに問題があるということが分かれば、それに対する対応を米側に求めていくということになろうかと思います。他国においてどういう取組がされているのかというところは、まだ我々もちょっとその部分、調査しておりませんので、どのようなことができるか少し検討したいと思います。

○比嘉瑞己委員　もう一つ。事件・事故を起こした隊員のことなんですけれども、その責任の取り方もどうなっているのか、これは分かりますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　今回は第２回のフォーラムで議題の一つといいますか、事件・事故に関わる小項目の一つとして、日米それぞれ犯罪を犯した人をどういう刑罰なり、処分がされているのかということを日米両方の制度を共有をするという取組をいたしました。主には米側においてもいわゆる日本の刑法に基づくような司法的な処分、日本の刑法に近いような形での処分、処理がされているというようなことですとか、あとは司法的な取組、行政的な処分がなされているということは、一応このフォーラムの中で共有したところです。このような形で、日本側でも米軍側でも犯罪を犯したらしっかり処分がされるということを個々の米軍人の一人一人にも浸透させて、一つの防止の力になるようなことができればいいかなというふうに思っております。

○比嘉瑞己委員　その際に事件を起こしてしまった隊員が処分されるのは当然なんですけれども、この連帯責任というものも問われてくると思うんですよね、軍隊でもあるわけですから。その上司はどうなるのか。その部隊についてはどうなるのか。やはりそういったものをつくっていけば、みんなに迷惑がかかることだということで抑止の力も働いてくると思います。そういった制度が実際あるのか、今後求めていくべきだと思いますが。

○玉元宏一朗基地対策課長　リバティー制度の仕組みのうちの一つで、リバティーバディ制度というのがあると聞いておりまして、外出するときには基本的には２人１組で動くんだということがあると聞いております。それが必ずしも十分に守られていない現状があるのかもしれませんので、それも今後米軍側にも確認をしていく必要があるかと思います。

また、これは第１回のフォーラムのときに聞いた話としては、空軍ですけれ

ども、飲酒運転をした軍人がいた場合にはその部隊全体で連帯責任といいますか、一定期間飲酒を禁止するような措置を取っているというようなお話も聞いたことがありますので、そのような取組を広げていくといいますか、そういうことが提案できる可能性があるかなと思います。

○比嘉瑞己委員　是非、具体的にこちらから求めることができる制度、見えてくると思うんですよね。そういったものを持っていただきたいと思います。

やはりそういった意味でこの合同パトロール、今繁華街で行われていますけど、むしろゲートの前で本当にちゃんと門限を守っているのかというような取組のほうが有効であるんじゃないかと思います。今回提案にしますけれども、ぜひ具体策を持って実務者協議を早めに開催していくことを求めたいと思います。

最後に公室長どうぞ。

○多良間一弘知事公室長　お答えします。

いろいろ罰則とかそういった部分について、米軍人に対しては当然、軍法会議であるとか軍規といったものもあると思います。先ほど課長から説明があったように、リバティー制度におけるいろんな制度の部分もあると思います。

ただその辺りを今後このフォーラムとかあるいは実務者会議を通じて、どういった問題点があるのか、改善点があるのか、あるいは新たにいろいろやってほしい部分があるのかというところについて、具体的に我々もいろいろ検討しながら、今後より効果的な対策というものを米側にも求めていきたいと考えております。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員　米軍構成員等による刑法犯等検挙状況の中で住居侵入が４件、器物破損１件となっているわけですね。検挙、逮捕時その当事者たちの精神状況というか、この態度はどのような形だったのか教えてもらえますか。

○島尻哲也刑事部長　お答えいたします。

今期の刑法犯件数20件21人の内訳の中で住居侵入につきましては、４人検挙されておりそのうち３人が飲酒絡みでありました。

ただ、個別具体的に飲酒の状況がどうであったということについては、犯罪

の成立あるいは捜査に関する事項なので、なかなかこの場で申し上げるのは困難でありますが、例えば一般的にこの住居侵入の犯罪の中では、自分の家だと思った、あるいは友達の家だと思った、などの供述が多いことから、少しお酒を飲み過ぎたことが原因でこのような住居侵入事案が発生しているのではないかと一般的には考えております。

○喜屋武力委員　何が目的で住居侵入を行っているのかということに関しては分かりますか。

○島尻哲也刑事部長　先ほども申し上げましたが、個々の犯罪の成立に関する個別のコメントについては、なかなか公開の場では困難というふうに思っております。

一方で、一般的な供述の中では、友人の家だと思った、休める場所だと思った、などのことからお酒の影響により判断能力が若干低下したなどが原因の一つではないかというふうに、一つの考え方として申し上げられると思います。

以上です。

○喜屋武力委員　ではアパートが多いのか、持ち家や一戸建ての建物が多いのか、それについて教えてください。

○島尻哲也刑事部長　個別の質問については、お答えすることがなかなか困難であるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○喜屋武力委員　夜間、昼が多いのか、それについて教えてください。

○島尻哲也刑事部長　お答えいたします。

今期の住居侵入事件の４人の検挙につきましてリバティー制度の時間帯での該当犯罪はありませんでした。

以上です。

○喜屋武力委員　どのようなところから侵入しているのか、玄関から侵入しているのか、窓から侵入しているのか、それについて教えてください。

○島尻哲也刑事部長　申し訳ございません。個別の御質問についてはお答えす

ることが困難であります。

○喜屋武力委員　特に夏場、暑くなりますよね。多分みんなが開放して寝る時間とかいろいろとあると思うんですよ、昼間、夜。だからそういったことで開放感があって侵入しやすくなることも起きてくる中で、どういうふうにこの地域へ、県警としては事件防止のための対応はどう呼び掛けていくのか、これについて案があるんだったら教えてください。

○島尻哲也刑事部長　飲酒絡みの事件・事故につきましては、繁華街あるいはそれに近接する住宅街などが一般的に多いのではと考えを持っております。その上で例えば週末、ただいま申し上げました繁華街、あるいは隣接する居住地における警察のパトロール、あるいは民間の方がやっていただいているパトロールに対する情報提供、あるいは米軍の幹部、指導者層に対して、犯罪の特徴などについて共有し、これら様々な対応を重層的にかみ合わせてこの事件の減少に努めていきたいと思います。

以上です。

○喜屋武力委員　事件・事故を起こす軍人・軍属の精神的な治療方法として検挙後――日本はそういった飲酒絡みで事件・事故を起こしたときに、釈放後いろいろと断酒的なサークルなどこういった学校に行かせて酒で自分が起こした事件について勉強するところ、サークルとかがあるんですよ。そういったものも軍の中にあるのか、分かる範囲内で教えてください。

○島尻哲也刑事部長　県内における適正飲酒あるいは依存に対する県での対応についてはあるんですが、米軍機関においてあるのかというような御質問と思いますけれども、具体的には、私は知見を有しておりませんので承知していないということになります。

以上です。

○喜屋武力委員　こういった飲酒絡みで事件を起こした本人に対しては、やはり上のほうからお酒を何か月か飲ませないとか、そういった規制も必要かなと私は考えますけど、罰則として。そういったことをやらない限りなくならないんじゃないかなと思うんですけど、今後話を持つ中で、やはり軍の上の人ともこういった話も持つべきじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○島尻哲也刑事部長　そのような意見があったということにつきましては、適宜のタイミングで情報共有ができればと考えます。

以上です。

○喜屋武力委員　ありがとうございました。

これについては終わります。

知事公室長につきまして、コミュニティーの構築とありましたが、関係市町村への協力体制についてはどのようにやっていくのか、これについて１つだけ教えてください。

○玉元宏一朗基地対策課長　今回のフォーラムは、日本側、米側の参加者は一応基本方針ということであらかじめ決められておりまして、先ほど申し上げた参加者がその基本的なメンバーになるわけですけれども、必要な場合、フォーラムの議題によっては関係する市町村であるとか、関係する民間の団体の方も参加できるような枠組みになっております。第１回のときは沖縄市の日米合同パトロールが議題の一つだったので、沖縄市の方も参加をして議論の中に入っていただいたという事例がございます。

今回はそこまでの議題がなかったので沖縄市さんは入っていなかったわけですけれども、今後こういうフォーラムなどの議論を共有する枠組みの一つのアイデアといいますか方法としては、軍転協という米軍基地とか自衛隊の基地が所在する市町村との協議体の枠組みがございますので、その中で情報を共有するということができるかと思っております。

○喜屋武力委員　ぜひ何回も何回も――先ほど比嘉委員からもありましたけど、もっともっとこの会合を多く持って知識を入れて、どういうことをしたらこれが少なくなるのかというようなことを話し合って、沖縄県のために頑張ってもらいたいと思います。

終わります。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員　１点だけお願いできればと思います。

県警のほうなんですが、刑法犯の検挙について今回の審査期間20件21人ですか、このうち現行犯逮捕というのがありましたか。

○島尻哲也刑事部長　申し訳ありません、現行犯逮捕、あるいは緊急逮捕、あるいは通常逮捕、不拘束送致ということについては、現在手持ちがないので御返答については後ほど検討させていただくことでよろしいでしょうか。

○米須清一郎委員　よろしくお願いいたします。
　関連して身柄拘束については分かりますか。そういう事案があったかどうかです。

○仲里鍛参事官刑事企画課長事務取扱　お答えいたします。
　審査期間中の米軍構成員等に係る事件の身柄拘束の人員は７人となっており、全て広報もいたしております。その内訳につきましては粗暴犯が３人、住居侵入等のその他の刑法犯が４人となっております。
　以上でございます。

○米須清一郎委員　一件一件いろいろだと思うんですけれども、全体の中で７人身柄確保をしたのと、していないのとの違いが説明つけばお願いします。

○島尻哲也刑事部長　現行犯逮捕につきましては、現場において警察官が現に犯罪と犯人の明白な結びつきがあるときに現行犯逮捕となります。
　一方で、逮捕事案には拘束する事案と不拘束事案ということで、その種別の違いにつきましては、事後捜査において逃走あるいは証拠隠滅のおそれがあるかということの基準をもって判断して逮捕する、不拘束であるということに違いが出てくると考えております。
　以上です。

○米須清一郎委員　その中身ももうちょっと聞いていかないと分かりにくいんですが、基本的には全てそれを求めていくものなのかなと、一般の感覚でいったときにですね。犯罪が起きているわけですから。
　これは以前からもよく言われていることなんだろうと思うんですけれども、そういった犯罪に対してその場でしっかり明らかなものは現行犯逮捕ですし、調べていく中で分かってきたものは身柄拘束にも至るというのが基本なんだろうと思うんですけれども、全体20件21人そのような姿勢で県警としてはやっているんでしょうか。

○島尻哲也刑事部長　逮捕する事案、あるいは不拘束で事件送致した事案いずれにしましても、必要に応じて米軍捜査機関から必要な協力を得て所要の捜査を遂げた上で、事件を検察庁に送致しているところであります。的確に対応していると認識をしております。

○米須清一郎委員　繰り返しになってしまうんですが、一件一件内容をお聞きしないと、こちらの理解もした上での質問としにくいんですけれども、確保できているのとしていないのがあるというのが――御説明もありましたけれども。基本的にはその確保する、身柄拘束するという姿勢、スタンスでいったときにそうならないというのが説明つくんでしょうか、いま一度お聞きします。

○島尻哲也刑事部長　犯罪については、適切に迅速に捜査を遂げて事案を解明し、検察庁に事件を送致をする。そのことによって県内の治安を、責務を全うするというのが警察の責務であります。

その上で任意捜査なのか、強制捜査なのかということにつきましては、事案の概要等を的確に判断し、逃走や証拠隠滅の観点から判断するものと承知をしております。

したがって、今後も個別の事件ごとに適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○米須清一郎委員　この場でそれ以上の確認は難しいかなと思うんですけれども――ちょっと言い方もあれなんですが、安易な取扱いはないですよねということは本当に確認したいと思うんですよ。しっかりとその事案の捜査、確認、そして本来犯罪に対してすべきことというのは、県民感情からすると一般との違いはあってはならない。

実際は米軍としての特殊性はあるかもしれませんけど、犯罪の扱いとしては本来一緒であるべきで、そこは県警としてそういった徹底した捜査、確認、手続を行うことが予防にもつながるんだと思います。ぜひ以前からの継続的な県警のお話でありますけれども、特殊性を変に解釈しないで犯罪に対する姿勢として県警の対応をしっかり求めたいと思いますが、いま一度お願いします。

○島尻哲也刑事部長　犯罪に対しまして米軍人、あるいは米軍関係者であるのか、あるいはその他の者であるかについての取扱いについては、全く差異はございません。

事案について迅速、的確に捜査を行って事案を解明し事件を送致することにつきましては、米軍であるか、県民であるか、あるいはその他の外国人であるかについても全く差異はございません。

引き続き適切に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員　よろしくお願いいたします。

まず県警本部のほうにお伺いします。

粗暴犯が増えているのでもう少し聞かせていただきたいのですが、先ほどリバティー制度の時間内の件数と人数がありましたけれども、もう一度答弁していただけますか。

○島尻哲也刑事部長　改めて審査期間中の粗暴犯の検挙は11件12人となっており、その内訳が傷害が７件８人、暴行が３件３人、脅迫１件１人となっております。

発生時間帯につきましては、粗暴犯の検挙のうち、いわゆるリバティー制度規制時間帯午前１時から午前５時に発生したのは３件４人となっております。これにつきましては３件４人とも全て飲酒絡みでありました。

改めて飲酒の有無について、粗暴犯検挙12人のうち飲酒絡みの事案は７人となっております。内訳は傷害が４人、暴行が３人飲酒絡みとなっており、脅迫は飲酒なしとなっております。

以上でございます。

○当山勝利委員　丁寧な御答弁ありがとうございます。

リバティー制度内の３件４人というのは全て軍人ですか。

○島尻哲也刑事部長　リバティー制度の適用対象は軍人でありますので、軍人であるというところです。

○当山勝利委員　もう一つ確認ですけれども、リバティー制度外の時間帯での軍人の粗暴犯は何人何件ですか。

○島尻哲也刑事部長　粗暴犯11件12人のうち、リバティー制度は３件４人でありますので時間外は８件８人ということになると思います。
　以上であります。

○小渡良太郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、当山委員からリバティー制度外の時間帯での軍人の粗暴犯の件数について改めて確認があった。）

○小渡良太郎委員長　再開いたします。
　島尻哲也刑事部長。

○島尻哲也刑事部長　事務方から指摘がありまして、１人は家族があるのでその数字について差引きさせていただくと、リバティー制度の該当があることについては７件７人ということになります。訂正させていただきます。
　以上です。

○当山勝利委員　ありがとうございます。
　先ほどリバティー制度の時間帯での犯罪、これまでそういう時間帯が多かったと思いますけれども、あくまでもこの３月から５月の間ではありますが、リバティー制度外、午前１時から５時の間ではない時間帯での犯罪が増えているわけですよね。そこら辺はどのように分析されてますでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員おっしゃるとおりリバティー制度時間外の事件・事故も実際には発生しているということが事実かと思います。
　先ほど申し上げた効果の部分につながるような表現については、パトロールに同行していく中で、例えば沖縄市のゲート通りの繁華街でリバティー制度の時間に相当する午前１時以降の人数は、確かに去年パトロールに我々も参加して当初と比べると少なくなってきているというのは現象として確認できるということを申し上げました。一方でそのパトロールというのはエリアだけですので、それ以外のところでどういう活動をしているのかというところまで、我々も見ているわけではありませんので、委員御指摘のとおりリバティー制度だけで事件・事故が全て解決するわけでもありませんし、リバティー制度の遵守を求める綱紀粛正もまだ十分ではないと考えております。

○当山勝利委員　この件に関してあくまでも期間が３月から５月ですけれども、非常に粗暴犯が増えているわけなんですが、フォーラムでこのことは議題になったでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　今おっしゃられた直近の数字については、そのフォーラムの中ではあまり話題にはできなかったんですけれども、令和７年度の犯罪の構成比、刑法犯の構成比を基に、分かる範囲の時間帯の中の分析を基に協議をしたということになります。

○当山勝利委員　実務者会議のこともおっしゃっていましたので、実務者会議ってもっと短いスパンでやられると思うんです、できるんであれば。であれば米軍のそういう動き、犯罪の件数とかもしっかりとフォローしながらやっていかれるというようなことはされますでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　おっしゃられるとおり、実務者による意見交換なり会議はもっと短いスパンで行うようなイメージを持っておりましたので、より最新のデータも含めて議論ができるようなことをやっていきたいというふうに思います。

○当山勝利委員　ぜひ、その実務者会議が本当に実のある会議になるようにお願いしたいと思います。

あと県警にちょっとお伺いします。薬物事犯は先ほどありましたけれども、軍人が何人何件で、軍属は何人何件ですか。

○金城修二郎組織犯罪対策課長　お答えします。

審査期間中における属性ですが軍人１名、軍属１名であります。

軍人が１件ですね。軍属が１件であります。

以上です。

○当山勝利委員　軍人が１名、軍属が１名という御答弁で合っていますか。

○金城修二郎組織犯罪対策課長　すみません、訂正します。

軍人が１名で軍属はゼロであります。

件数については軍人１件、軍属１件ということであります。

以上です。

○当山勝利委員　まず薬物事犯に関しては、どのようにして県警は知り得ることができたんですか、覚知できたんですか。

○金城修二郎組織犯罪対策課長

軍属の件については通報を受けて職質しております。軍人の件については捜索のときに発見しております。

以上でございます。

○小渡良太郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、当山委員より、薬物事犯の答弁内容について再度確認があった。）

○小渡良太郎委員長　再開いたします。

金城修二郎組織犯罪対策課長。

○金城修二郎組織犯罪対策課長　お答えします。

軍属については捜索でありまして、軍人については通報を受けて職務質問した結果によるものです。

以上です。

○当山勝利委員　軍属については捜索をされたということなんですけれども、人員としてゼロになっております。その理由を教えてください。

○金城修二郎組織犯罪対策課長　この軍属については今年２月に大麻密輸事件で検挙しておりまして、このときに１件１名となっております。同じ被疑者が捜索を受けたときに覚醒剤を所持したということですので、件数が２件になっております。１件については前回の大麻密輸事件に計上しておりますので１件０名ということになっております。

以上でございます。

○当山勝利委員　分かりました。

同じ軍属が前に大麻で、この期間中に覚醒剤を所持しているということが分かったということですか。

○金城修二郎組織犯罪対策課長　そのとおりであります。

○当山勝利委員　分かりました。
　軍人に対しては通報を受けたということですね。どういう方から――要するに一般の方からか、それとも同じ軍人なのか、どういう形の通報だったんでしょうか。

○島尻哲也刑事部長　お答えいたします。
　通報などにつきましては、関係者の立場もありますのでどのような形で通報を受けたということについて、公開の場で回答することは差し控えさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○当山勝利委員　昨年は薬物の関係で質疑させていただいたときに税関からの通報が幾つかありました。今回はないということなんですけれども、昨年ベースでいいんですが税関から覚知する場合が多いのか、それとも通報もしくは捜査から覚知する場合が多いのか、どちらが多いんでしょうか。

○島尻哲也刑事部長　お答えいたします。
　今期は税関からの通報がなかった一方で、過去の委員会の中で税関からの通報も多いんですかというふうな御質問があったとたしか記憶をしておりますが、税関の業務においてそのような違法薬物の取引があった場合、警察に告発すべきと税関のほうで判断されていると思いますが、一概にはその時々の情勢がありますので、多い、少ないということにつきましては、県警としてお答えすることは困難であります。
　以上です。

○当山勝利委員　先ほど軍属さんの大量の大麻というような答弁があったと思うんですけれども、民間には流通はなかったということの御答弁もほかの委員にありましたが、そこら辺は捜査上確かな情報でしょうか。確認させてください。

○島尻哲也刑事部長　今期この検挙に関しまして一般に流通したという情報には全く触れてございません。
　以上です。

○当山勝利委員　今期って言われたので、この前の大麻事案ではどうだったでしょうか。

○島尻哲也刑事部長　米軍関係者から沖縄県民に対して大麻が供給されたということについて近年そのような情報には触れておりません。
　以上です。

○当山勝利委員　終わります。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。
　仲里全孝委員。

○仲里全孝委員　よろしくお願いいたします。
　今回、第２回沖縄コミュニティー・パートナーシップ・フォーラムについて、第１回目のフォーラムと２回目のフォーラムの大きな違いを教えてください。

○玉元宏一朗基地対策課長　第１回目のフォーラムにつきましては、まさに第１回でございましたので、関係者が初めて一堂に会するということで、まずはそれぞれの機関のこれまでの取組を共有しようということが主となる目的で開催をしております。その際に、一つ具体的な事例として先ほど申し上げた沖縄オリエンテーション概要については、更新を目指して取り組んでいくことが確認されたところです。
　第２回はもう少し深掘りをして、具体的な取組につなげていくというところが異なるところかなと思います。

○仲里全孝委員　今回第２回の協議内容を見ているんですけれども、２回目の協議内容、事件・事故がついてきている、地域コミュニティーについてはもともとフォーラムの趣旨がそうなっているんですけどね。主な協議結果（ア）、（イ）、（ウ）のどの項目も大変意義があるのではないかなと思っております。
　ここでちょっと確認したいんですけれども、このフォーラムについては皆さん、ＭＯＵとか交わしていますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　ＭＯＵというような形ではありませんけれども、このフォーラムの設置要綱みたいなイメージで、基本方針というのを在日米軍沖縄事務所とともに話合いをして定めております。

○仲里全孝委員　そこで概要の中のア、イ、ウ、エ、オのエで参加者が40名弱となっております。この参加者というのは日本側から外務省、沖縄防衛局、沖縄県警、沖縄県となっているんですけれども、誰が参加するようになっているんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　基本的には日本でいうところの部長クラスというような位置づけですけれども、外務省沖縄事務所ですと副所長、沖縄防衛局だと担当部長、そして県警本部も担当部長、沖縄県は知事公室長というような形になります。

○仲里全孝委員　そこで知事公室長が沖縄県から代表者として行くんですけれども、第２回のコミュニティーフォーラムの議題、どのように決定されていますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　沖縄県と在日米軍沖縄事務所が共同主催者ですので、この２者が中心となって第２回のフォーラムの議題について複数回、会議を持っております。また、２者だけではなくて基本的にはここに挙げている参加関係者の実務担当者の方も入っていただいて、第２回はこういう議題にしていこうということを議論をして決めたところになります。

○仲里全孝委員　大まかな協議内容は主な協議結果で把握できるんですけれども、これは皆さん議事録というのは取っていますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　議事録というのはどういうことが話し合われたかというメモみたいなものだと思いますけれども、今作業中でまだできておりませんが作る予定ではございます。

○仲里全孝委員　これは米側、そして日本側が把握できる議事録を作成中なんでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　関係者の皆様が確認をして――まず我々のほうで

たたき台のような形でメモを作った上で、通常ですと参加者の皆様に内容確認をしますので、内容確認をして適宜、修正なりを加えていただいてまとめるということになるかと思います。

○仲里全孝委員　これは県民に公表できますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　このフォーラム自体が非公開の形で行われておりまして、フォーラムの概要については実施した後に広報文という形でプレスリリースをさせていただいておりますので、範囲内でお話しすることが基本というふうに考えておりまして、細かい詳細な議事録を公開するというところは今のところ予定しておりません。

○仲里全孝委員　参考になるかどうかは別として、私も金武町で基地を抱えている自治体にいるもんですから。皆さん年に１回なんですけれどもそれは回数は別として、我々のところは町長がキャンプ司令官と年に２回接して、それを金武町の広報として町民に公表しているんですよ。こういったことがあって、こういった議事があって、こういったことに取り組んでいると。再発防止にはどういうふうにしていきましょうと、いろんな内容を町の一般広報誌として広報しているんですよ。

なぜかというと、やはりこのパートナーシップ・フォーラムの大きな目的は、基地から発生する事件・事故の再発防止、未然に防いでいこうというのが大きな目的だと思うんですよ。それで私前回も言ったんですけど、こういうふうにパートナーシップ・フォーラムを設置している以上は、やはり何かの形で県民にいろんな広報のやり方はあると思うんですよ。これは今後検討していったらどうでしょうか、公室長。

○多良間一弘知事公室長　お答えいたします。

先ほど課長から説明がありましたけれども、この会議そのものは非公開でやっているという部分がございます。そのために結果としてまとまったものについては、しっかりと広報文という形でオープンにしてマスコミに発表しているところですので、そういった部分についてまたどういった形でそれを広報していくかということについては、米側ともこの広報の在り方について話し合っていきたいというふうに思います。

○仲里全孝委員　以上です。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　私のほうもフォーラムについて１点だけお聞きしますね。
主な協議結果の内容の（ア）の部分なんですけれども、沖縄に新たに着任した隊員なのかな、米軍関係者。これの研修が義務づけられているというようなことで、この中にも県側の提案も幾つかできるようになったというようなお話なんですけどね。隊員の研修の徹底が綱紀粛正につながるのかなというふうに思っているんですよ。
それで、新たに着任した隊員のみしか研修制度がないのか。義務づけはそうなんですが、着任して何年かいる隊員の教育の実態は一体全体どうなっているのかなというところも気になるところで。そういった形での県からの提案というんでしょうか、この方々の教育の徹底というのはどういうような状況になっているのかという確認についてはどうなんでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　このフォーラムを議論していく過程の中で、米側からどういう研修をしているのかという情報は我々としても話を聞いているところです。先ほど申し上げた新たに着任した者に対する研修と併せて、例えば性的暴行防止及び対応に係る研修ですとか、あと責任ある飲酒についての研修というのが行われていると聞いております。この２つについては年に１回の受講が必須となっていると、何年かいる米軍人については少なくとも年に１回の受講が必須として、受講の履歴も管理されていると聞いております。
ただ、これで十分かどうかということについて、実際に事件・事故が発生しているわけですので、より改善をする余地があるのではないかということは、これから議論、話題になっていくことになるのかなと思っております。

○仲宗根悟委員　僕らは隊員に会ったことはないですから、その兵隊の物の考え方というか、一般常識からすると人間がどうあるべきなのかという部分については、学校教育とかいろいろと家庭教育やらで学んでくるべき道徳の範囲だと思うんですけれども、犯罪を犯してはならないというのは当然ですよ。
これが軍の中でもう一度繰り返し繰り返しやらないといけない状態というのは、そういった組織なんだろうなというふうに思うんですよ。それは必要なことだと思います。
それで、先ほどから言っている新しく赴任してきた関係者以外のずっと活動

している兵隊そのものの教育の在り方というようなことでも――今回のフォーラムは私たちに提供されて、新聞報道あるいはマスコミからも報道されていろいろ知る由はあるんですよね、フォーラムが開かれたと。外務省の方々それから防衛局も含めて米軍と意見交換する場が設けられたというような内容で、その内容も報道で知る由はあるんですが。

逆にといいますか、一方でこの米軍の方々、隊員の皆さんはフォーラムでこういうことが話し合われましたよというような情報が伝わっているのか。あるいは情報を知っているのかどうか、という確認はやはり県の皆さんもやってほしいんですが、その確認というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員おっしゃられるような御指摘、そうだなと今ちょっと思いました。我々が実施している取組が米軍人など一人一人に周知できるような取組も重要かなというふうに思います。

一つの取組としては米軍のホームページ、ＳＮＳにこのフォーラムが開催された時点で一度広報されているのは確認しておりますので、それを見ている人はいるかもしれないとは思いますが、それはあくまでも開催されたという事実だけを書いているようなものでしたので、その中身がどういうものなのかということをより浸透させていくということについては、また改めて米側なりと話していきたいと思います。

○仲宗根悟委員　やはり浸透されているという部分を県も確認する、知るべきだというふうに私は思うんですよ。先ほどからの隊員教育の徹底というのが綱紀粛正につながるものだというふうに思っているんですよね。

もう一つは、アメリカ軍側からは先ほど課長が申し上げましたように、どういったことが求められているのと言ったら、ソフト面、ボランティアとか社会貢献のことをもっと話し合いたいというようなことなんですが、このアメリカの方々が考えるボランティアや社会貢献の認識、ビーチクリーンですとかいろいろボランティア活動をするんですが、我々との違いというんでしょうか、ボランティアに対する使命感というのかな、彼らの。日本側の使命感というのか、その違いというのかな。そういった意見交換はやはりやるべきかなと思うんですよね。

先ほど大田委員も言うように、地域活動やコミュニケーションを通して相互が理解し合えるような、信頼性があるような状況がつくれるんであれば、犯罪抑止にもつながっていくんじゃないの、というのがこの（ウ）で示したような内容だと思うんですよね。その辺のところはどう思っているかというのは、答

えはいいですから、そういうところでも、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○小渡良太郎委員長　質疑なしと認めます。

以上で、令和８年３月以降の米軍関係の事件・事故及びそれに係る再発防止策等の進捗についてに対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後０時０分休憩

午後１時30分再開

○小渡良太郎委員長　再開いたします。

次に、知事公室等関係の陳情令和６年第135号外22件を議題といたします。

ただいまの陳情について、知事公室長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

多良間一弘知事公室長。

○多良間一弘知事公室長　それでは、知事公室所管の陳情につきまして、御説明いたします。

ただいま表示しましたのは、陳情の目次でございます。

米軍基地関係特別委員会に付託された陳情は継続16件、新規が７件、合わせて23件となっております。

継続審議となっております陳情につきましては、処理方針の変更があった主な部分のみ御説明させていただきます。

ただいま通知しましたのは、５ページ、陳情令和６年第135号常態化する米軍パラシュート降下訓練に関する陳情でございます。

７ページ、12行目を御覧ください。

「このような県の度重なる抗議にもかかわらず、その後も同訓練が繰り返されていることは、ＳＡＣＯ最終報告の趣旨に明らかに逆行するのみならず、地元の懸念や要求を全く顧みず、沖縄と在沖米軍との信頼関係を著しく損なうものであることから、極めて遺憾であり、到底容認できるものではないとして、県は、米軍及び日米両政府に対し厳重に抗議したところです。」と変更しております。

次に、10ページ、陳情令和６年第179号北部訓練場に関する陳情でございます。

11ページ、26行目、29行目について、令和７年度実績を追加しており、「東村高江区高江地域活動拠点活性化施設における騒音回数は、令和７年度は3074回約2.1倍、同施設における夜間の騒音回数は、令和７年度は851回約4.4倍」と変更しております。

次に、22ページ、陳情令和７年第97号米軍普天間飛行場所属ＵＨ１ヘリコプターからの物品落下事故に関する陳情でございます。

23ページ、18行目を御覧ください。

「令和８年５月12日には、沖縄防衛局から米側の報告書をもとに、搭乗員の知識不足に起因するものである等、事故原因の説明がありました。県からは、搭乗員に対する徹底した教育及び機体の整備や装備の徹底した点検を行うよう米側に働きかけることを求めたところです。」と変更しております。

次に、新規の陳情７件について御説明いたします。

47ページ、陳情第23号日米合意に違反する米軍パラシュート降下訓練に関する陳情でございます。

48ページを御覧ください。

１及び２について、陳情令和６年第135号と同じとしております。

次に、49ページ、陳情第24号嘉手納飛行場旧海軍駐機場の航空機使用の即時禁止を求める陳情でございます。

50ページを御覧ください。

１から３までについて、陳情令和７年第129号に同じとしております。

次に、51ページ、陳情第45号日米合意に違反する米軍パラシュート降下訓練に関する陳情でございます。

52ページを御覧ください。

１及び２について、陳情令和６年第135号と同じとしております。

次に、53ページ、陳情第46号常態化する旧海軍駐機場の即時使用禁止を求める陳情でございます。

54ページを御覧ください。

１から３までについて、陳情令和７年第129号に同じとしております。

次に、55ページ、陳情第60号の２米国防総省の公式文書により辺野古埋立の必要理由の根拠がなくなったため、知事に埋立承認の撤回を求める陳情でございます。

56ページを御覧ください。

１及び２について、政府が唯一の解決策とする普天間飛行場の辺野古移設については、埋立変更承認処分後の計画に基づく工事に着手した令和６年１月を起点としても、米軍への提供手続の完了までに約12年を要するとされています。

また、平成25年に日米両政府により公表された統合計画においては、辺野古移設をはじめ、民間施設の使用の改善や交通渋滞等の回避など８項目が返還条件とされています。

これらの条件については、米国防総省が代替滑走路の選定が完了するまで普天間飛行場は返還されない旨の見解を示していたことが明らかになるとともに、基地内の道路整備等が政府内で検討されているとの報道もなされている状況を踏まえると、政府は普天間飛行場の返還時期を明らかにしておりませんが、さらなる返還の遅れも懸念され、辺野古施設では同飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えております。

県としては、普天間飛行場の固定化を避けるため、これまでも県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を政府に求めてきたところであり、引き続き、あらゆる機会を捉えて、その実現を求めてまいります。

57ページ、３について、県としては、米国防総省が作成した文書中にある代替滑走路として、那覇空港の使用を前提とすることは、沖縄のさらなる基地負担の増加にもつながりかねず、決してあってはならないと考えております。

次に、58ページ、陳情第66号米兵による性被害増加防止に関する陳情でございます。

58ページを御覧ください。

１について、県は米軍人等による事件・事故について、軍転協とも連携の上で、日米両政府及び米軍に対し、累次にわたり、綱紀粛正の徹底、実効性のある再発防止策の実施及び人権教育の強化を求めてきたところです。

また、沖縄コミュニティー・パートナーシップ・フォーラムにおいても、性犯罪に対する研修内容について具体に提案してきたところであり、今後もフォーラムの枠組みを活用して、専門家の派遣を含め、より効果的な研修の実施方法について、米軍と意見交換していきたいと考えております。

59ページ、２について、在日米軍では、その配下にある米軍人の勤務時間外の行動指針として、深夜の時間帯における基地外での飲酒や基地外への外出の制限などを定めているリバティー制度を運用しています。

県は、本年１月、小泉防衛大臣に対し、米軍によるリバティー制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表を行うことを強く求めたところです。

また、本陳情の２は、警察本部との共管であり、３は警察本部の所管となっておりますので、併せて警察本部からも御説明いたします。

○上間修二郎参事官生活安全企画課長事務取扱　記事項２について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律においては、性風俗関連特殊営業について、同法や同法施行令、沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づき、営業所等設置地域が制限されているところであります。

県警察では、各種法令で定められた要件について厳格な審査を推進するとともに、営業所や事務所等への立入りによる行政指導、違法行為の取締りや行政処分を実施して、不適格な業者を排除し、引き続き健全な風俗環境等の維持に努めてまいります。

次に、記事項３について、県警察では、不審者情報や犯罪発生情報等のメール発信、各種媒体を活用した広報啓発など、県内の犯罪情勢について広く県民に対する情報発信を行っております。

また、学校における不審者侵入対応訓練をはじめ、女性や高齢者など、それぞれの対象に応じた防犯講話や犯罪に遭わないための実践的訓練のほか、自治体や防犯ボランティア等と連携したパトロールや子どもの見守り活動など、重層・複合的な防犯活動を推進しております。

交番、駐在所等で勤務する地域警察官は、常に警戒体制を保持し、事件・事故の発生を未然に防止するため、地域の実情に即して、犯罪が多発する時間帯や地域を中心にパトロールを行っているほか、事件・事故等が発生した場合には、直ちに現場に臨場して、初動対応に当たっております。

また、警察本部の自動車警ら隊には、英語や中国語等の外国語を話せる警察官を複数人配置して、米軍構成員等を含む外国人による事件・事故の未然防止や検挙等の活動を行っております。

警察本部の説明は以上です。

○多良間一弘知事公室長　次に、61ページ、陳情第68号米軍構成員等による

性暴力事件への対応強化を求める陳情でございます。

62ページを御覧ください。

１について、沖縄コミュニティー・パートナーシップ・フォーラム（以下「フォーラム」という。）は、協力的な問題解決を図るため、相互にアイデアを出し合うことを目的としており、参加者が忌憚なく意見交換を行えるよう非公開で開催されることとなっております。

しかしながら、県としては、フォーラムの透明性を確保し、県民の理解を得るため、協議内容を公表することは重要であると考えていることから、米側を含むほかの参加者と事前調整を行い、協議の内容や、確認された事項等については、公表しております。

２について、米軍関係の事件・事故通報経路については、平成９年３月に日米合同委員会で合意されており、外務省のホームページに公表されております。

また、令和６年７月５日の定例記者会見で官房長官が明らかにした在日米軍による犯罪における国内情報共有体制では、米軍人による性犯罪であって、捜査当局による積極的な広報がなされない事件について、捜査当局による事件処理がしかるべく終了した後、起訴の場合だけでなく、不起訴の場合であっても、被疑者により犯行が行われたと認められる事案については、政府から地方自治体に情報伝達することになっております。

63ページ、３について、ＣＷＴは平成29年４月以降開催されていないことから、県は、日米両政府に対し、累次にわたり、速やかな開催を要請しております。

要請に対し、政府からは、沖縄県の関係者や米側とも相談しながら、適切に判断していく旨の回答があったところです。

県としては、引き続き、軍転協とも連携し、日米両政府に対し、ＣＷＴの開催を求めてまいります。

４について、県としては、米軍人等の性犯罪の再発防止のためには、一義的には米軍及び政府が一層の隊員教育の徹底と綱紀粛正に取り組むべきであり、その上で県や県警も連携することが重要であると認識しております。

米軍人による事件・事故の再発防止については、今後もフォーラムにおいて、米軍との議論を深めるとともに、様々な取組が並行して実施されることで、フォーラムでの協議結果がより実効性のある事件・事故の防止策につながるよう、引き続き、フォーラムのみならず、実務者での意見交換などを行い、米軍人等の犯罪の確実な減少などにつなげてまいります。

５について、日米地位協定については、県はこれまで機会あるごとに、日

米両政府に対し、抜本的な見直しの要請を行っており、その中で、米軍人等による事件・事故の再発防止を図るため、裁判権について、日本側からの要請がある場合は、速やかに被疑者の起訴前の拘禁移転に応じる旨を明記することを求めております。

県は、日米地位協定の見直し実現に向けて、他国調査の結果を全国知事会や渉外知事会等と共有するなど、様々な団体と連携して取り組んできたところであり、今後も日米地位協定の見直し実現に向けて取り組んでまいります。

知事公室に係る陳情についての処理方針の説明は、以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○小渡良太郎委員長　知事公室長等の説明終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員　陳情令和６年第179号。北部訓練場の訓練について集計、データも出していただいているところでありますけれども、なかなかヘリコプターを用いた訓練が収まるどころか、逆に令和７年は激化しているというような状況にあります。まずこの地域住民の方々の声というのはどのようなものがあるか拾ってらっしゃいますでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。

北部訓練場の騒音の回数が増えているということについて、我々もデータとして承知しているところなんですけれども、このことについて地元の住民の方がどのようなお話をされているかということについては、大変恐縮ながら、今その情報を持ち合わせておりません。

○当山勝利委員　回数はこうやって明らかになるんですけれども、実態として住んでいらっしゃる方々がどのような不利益を得ているかというのは、県民の声として拾う必要があると思いますので、ぜひ行っていただきたいんですがいかがでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員おっしゃるとおりだと思いますので、地元の東村を通じることも含めまして、どのような形で住民の方の御意見をいた

だけるか検討させていただきたいと思います。

○当山勝利委員　そういうことを行うことによってその数だけじゃなくて、要するに相手側、米軍側にも数だけではなく地元の人たちがこういう不利益を被っているんだよということをしっかり伝えていただいて、訓練自体を減らす、できればなくす、というような方向で交渉していただきたいんですがいかがでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員おっしゃるとおり単に数字だけじゃなくて、現場の皆様の声もしっかり踏まえた上で米側に対する要請などにつなげていきたいと思います。

○当山勝利委員　よろしくお願いします。

次に、令和７年第97号の陳情ですけれども、令和８年５月12日に米軍から、搭乗員の知識不足に起因するものであったという発表がありました。

ちょっと振り返りますけれども、そもそもこれは一体どれぐらいの重さの物が落ちてきたんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　ＵＨ１から落ちてきた部品はアクセサリーギアバッグといわれている物なんですけれども、18キロの重量だったということでございます。

○当山勝利委員　このアクセサリーバックの中にはどういうものが入っていたのかを御承知されてますでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　このアクセサリーギアバッグには搭乗員が遭難時に使用する救命用の備品として、救急箱、信号鏡、信号炎管そして飲料水、ほか救難で使用する備品などが搭載されているということでございます。

また、信号炎管については手動で作動させるもので、煙を出すようなものというふうに承知しております。

○当山勝利委員　その中に発火する可能性があるものは入っていましたでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　最後に申し上げた信号炎管については、発火するおそれがあるということで防衛局から当初説明を受けております。

○当山勝利委員　発火しなかったんだろうとは思われますけれども、行方はもう不明ですよね、どこにやったのかも分からない状況ですので。ひょっとしたら燃えていたかもしれないし、燃えていたら山火事になっている可能性もあったというものです。これは以前質疑させていただいたときに、米軍機は少なくとも300メートル以上、上空を飛ばなきゃいけないので、それ以上の高さから落ちただろうという推測はできますというような御答弁いただいていたと思いますが、今でもその答弁でよろしいでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　おっしゃられるとおりだと思います。

○当山勝利委員　先ほどありましたように18キロの重さが地上300メートルから落ちてきたら、私そのとき言いましたけど、大体新幹線並みの速度で落ちてきますよということを申し上げました。

これが山の中だっただろうと、見つからないのでそういう結論には至っていますけれども、どこか街中に落ちたとすると非常に危険な落下物であるということだと思います。それが搭乗員の知識不足でしたということで、その説明で県としては、まずどう思われたのか。そしてそれに対してどうアクションをされたのか、ありますでしょうか。

○多良間一弘知事公室長　お答えいたします。

こういった18キロもあるものが、落下物が落ちてくると。非常に、もし何かあったら大事故のつながりかねないものであると思っております。

そういったものの原因が単なる知識不足、訓練不足、こういったものはあってはならないことだというふうに考えております。

それについては、県もいろいろとそういった教育徹底等は求めてきたところですけれども、引き続きこういったものについては隊員の教育の徹底、こういった知識不足といったことはあってはならないように、それをしっかりと、また求めていきたいと思います。

○当山勝利委員　そもそも上空から、それからいわゆる飛行物から物を落とすこと自体があってはいけないことですので、そういうことは当然、徹底していただかないといけない。どういうものでもそうだと思います、どんなも

のであれ。ですのでそこら辺はしっかりと抗議・要請等をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

あと陳情第60号の２、記１にありますように、米国防総省が米政府監査院のほうに報告を出したことに起因するその文書で長い滑走路の選定というのが出てきて、日本は米国内のやり取りなので承知していないと――承知してないとは言っていないのかな。それに対して日本政府はどう言っていましたか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長　小泉大臣であるとか木原官房長官が、その直後に記者会見などを開いております。

その中では、特定公共施設利用法など必要な法的枠組みが既に整っているので、実態に応じた適切な調整を図ることが可能であるとか、実際に緊急事態が発生した際における事態に応じた臨機の対応に関する事柄であり、現時点で具体的な内容を定めることは困難であるとか、日米間でもこの条件を達成困難にするような特段の問題は生じていないとの認識で一致しており、この条件が満たされないため辺野古への移設完了後も普天間飛行場が返還されないという状況は全く想定していないなどの発言があったところです。

○当山勝利委員　先ほど私が申しました米国防総省が米国の監査院のほうに報告した内容というのは、皆様方も把握されていると思います。

その内容に対して米政府は、多分県のほうからこの内容について照会したと思うんですが、それに対して国は何と言いましたか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長　先ほど紹介させていただいた記者会見での大臣もしくは官房長官の発言、そういったものを繰り返し――我々が３月に開催して参加した普天間飛行場の負担軽減推進会議の作業部会があるんですけれども、その場でも直接そのようなお話があったところです。

○当山勝利委員　公式文書の中には、長い滑走路はなぜ必要だと言っていましたか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長　現在、海兵隊、普天間飛行場に駐留している統合部隊及び国連ミッションのうち、キャンプシュワブには駐留しないものを支援するため、この長い滑走路の選定に向けて日本政府と引き続き協力していくというようなことが書かれています。

○当山勝利委員　代表質問の中でも質問させていただきましたけど、統合部隊とか国連に関わる支援、いわゆる国連地位協定に書かれている国連軍といわれる部分だと思いますけれども、それに対して県のほうからも国のほうにこれはどういうものかということを照会されたと思います。それに対して国は何とおっしゃいましたか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長　現在まだ照会中でございまして、回答はまだいただいてないところです。

○当山勝利委員　本会議でも申しましたけれども、この国連地位協定の中身を見てみると、前もって指定しないと国連軍が使えないというようなくくりになっているわけですよね、この地位協定。それは確認されてますでしょうか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長　国連軍地位協定の第５条にその旨書かれていると思います。

○当山勝利委員　ということは国連軍が使おうとしている長い滑走路、それは今ある普天間基地と同等の長さであるということを考えると、この沖縄本島内にそれに代替する施設というのはありますか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長　普天間飛行場の滑走路の長さが2740メートルですので、それと同等のというものになると那覇空港が約3000メートルの滑走路を持っておりますので、それが該当するかと思います。

○当山勝利委員　ということはそこに帰結してしまうわけですよね、今の現状でいってしまうと。やはり米国は、米国防総省といってもいいかもしれませんが、那覇空港を視野にそういう発言を公式文書として残している可能性があるということに対して、皆様方もそれは遺憾で、してはいけないということを知事もおっしゃっています。改めてそのようなことにならないように皆様方、努力されていると思いますけれども、そうならないための今後の行動というか、そういうことはどういうことを考えてらっしゃいますでしょうか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長　まず事実関係、そちらのほうを確認する必要があると思っております。

実際３月に開催された作業部会の中で一通り説明を受けたんですけれども、従来の説明の中身にとどまっております。そのことについては当時の副知事から、再度ぜひこの件についてはアメリカ側の認識というものを再確認してもらいたいと。その上で沖縄県のほうにも丁寧な説明をしていただきたいということを申し上げておりますので、実際そういったものを引き続き求めていきたいと考えております。

○当山勝利委員　最後にしますけれども、公室長。那覇空港というのは本当に沖縄県の経済を支える非常に重要な施設だと思いますので、そこを軍事施設として指定するということはあってはならないことだと思います。

そうならないようにぜひ努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○多良間一弘知事公室長　お答えいたします。

代替施設の返還条件等の一つとして那覇空港ということが取り沙汰されていることは、以前からいろいろ報道等にもありました。

今御指摘のとおり那覇空港は県経済の大動脈となっておりますし、また那覇空港がこういった形でもし使われるという話になれば、さらなる基地負担の増加にもなり得るということを考えていまして、県としてはそういったことは決してあってはならないと考えているところです。

またもう一つ、この那覇空港、長い滑走路というのは代替施設の返還条件の一つという形で出てきております。つまり辺野古移設と一緒の並びで返還条件の一つされているわけですけれども、沖縄県はこの辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い返還にはつながらないと考えておりますので、これと併せて辺野古の国外・県外移設の再検討、あるいは早期閉鎖といったものをこれからも引き続き求めていきたいと考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員　今日のニュースを見ると11日にもパラシュート降下訓練を予定していたけど、見送られることになったんですか。ちょっとその事実確

認をお願いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員おっしゃられるとおり報道にもありました。一昨日にノータムという航空情報が出されて、そこで嘉手納でパラシュート降下訓練が行われる旨に関する情報が出て、我々としても反応したわけですけれども。その後、昨日になってノータムが解除されているという情報に接しております。

それを受けて防衛局に確認したところ、防衛局においてもノータムの解除を確認して、パラシュート降下訓練は11日とされていたんですけれども、それはなくなったようだということで回答を受けております。

○比嘉瑞己委員　台風のせいだとは思うんですけれども、なければこの11日にも予定をしていた。11日というと土曜日ですかね、そういった週末の時期にも嘉手納でやろうとしている。もう本当に常態化していると言わざるを得ないと思います。

この例外的な場合として４つの例があると聞いているんですけれども、それと照らして本当にこれは例外的な訓練だといえると思いますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　今、委員がおっしゃった例外的な４つの場合というところを少し申し上げますと、まず１つ目に定期的に行われるものではないこと、２つ目に小規模であること、そして３つ目に訓練を行う喫緊の必要があること、そして４つ目に悪天候等の制約により伊江島補助飛行場で訓練を行えないこと、ということが４つの要件になっているわけですけれども、県としてはこの４つの要件いずれにおいても合致するのかどうか、我々としては納得できないということで米側なり防衛局を通じてお伝えをしているところでございます。

○比嘉瑞己委員　定期的ではないものといいながらも、ほぼ毎月のように訓練が繰り返されている。小規模といいながら何十人という部隊がパラシュートで降りてくる。緊急の必要性というけれども、その客観的なものって何もないですよね。本当に県民を愚弄するものだと思います。

それで皆さん、今回処理概要も変えてかなり強い口調で抗議の意思を示していますが、そこに込められたものというのはどういうことがあるんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　今委員がおっしゃっていただいた内容に重なるかと思いますけれども、例外的要件への疑問も含めて、また、基本的なＳＡＣＯ最終報告の趣旨に沿って実施されるべきということを常々沖縄県でもそうですし、地元嘉手納町また三連協と言われる沖縄市、北谷町も含めて、また、それぞれの議会も含めて、地元がこれだけ反対をしている中で強行されているということについて、明らかにＳＡＣＯ最終報告の趣旨に逆行するものであります。特に強調したいのは、地元の懸念や要求を全く顧みず、沖縄と在沖米軍との信頼関係を著しく損なうもので極めて遺憾であり、到底容認できるものではないと示させていただいております。

○比嘉瑞己委員　公室長、ぜひこういった強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。

一方で、パラシュートの訓練って事前にノータムで告知されるわけですよね。皆さんこのパラシュート訓練が終わった後に抗議とかしていると思うんですけれども、ノータムで予告もされている、やはりその時点で県がしっかりと抗議の意思を示すべきだと思うんですが、そうしたことはやられていますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　沖縄県としてノータムを確認した際には、実施前に、毎回実施をすべきではないということを口頭で申し入れております。

○比嘉瑞己委員　ありがとうございました。引き続き頑張ってください。

終わります。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　よろしくお願いします。

陳情23件ございますけれども、嘉手納基地をめぐる陳情が実に15件余り来ているんですよね。

嘉手納を取り巻く日常の戦闘機の訓練が一番やかましくて相当生活も脅かされていながら、パラシュート訓練が常態化し、不安をあおっていると。あとせっかく20年余りもかけて移動してもらった旧海軍駐機場が再び使い始められていると、地元にしてはもうたまったもんじゃないと。こういうふうな基地の使用の在り方、訓練の在りようということを毎日のように背負わされ

て、そのたびに臨時議会を開きながらパラシュートの抗議決議をすると。旧海軍駐機場もまかりならぬというようなことなんですけれども。

この例外、今お話がありましたが、伊江島を使える状態に整えました、それが令和７年の12月15日でしたかね。それ以降この常態化したパラシュート訓練の回数と降りてきた兵士の数、その後県は把握していると思うんですけれども、この数字を教えていただけませんか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員おっしゃられたのは、昨年の12月15日に伊江島補助飛行場の修繕が終わってからのことですよね。

まず回数で申し上げますと５回でございます。２月３日そして３月28日、29日と２日連続で、５月27日、６月４日と回数としては５回でございまして、人数が５回合計で253人でございます。

○仲宗根悟委員　今お話いただきましたとおり再開といいましょうか、整ったのに、工事が終わったのに、例外的に認められて訓練を繰り返していると。半年のうちに５回、しかも253人の米兵士が訓練を繰り返しているというような状態が一体全体小規模なのかと。

先ほど比嘉委員からもありましたとおり、曖昧でその条件そのものが非常に明確にされていない状況の中でこういった抜け道があるような状況、日米間で合意をするという事態が、私は住民軽視、県民軽視だというふうな捉え方しかもうできない状況だということなんですよ。

嘉手納は読谷のすぐ隣です。読谷にかつてパラシュート訓練が行われた読谷飛行場がありました。そこは伊江島がＳＡＣＯ合意にのっとって引き受けましょうというところで返していただいて、今役場ができ、運動場ができ、そして農業文化施設ができまして商業施設もできようとしているんですよね。そういう使い方をしていますので、非常に心苦しいというところが私たち読谷の村民にもあるんです。すぐ隣の嘉手納でこういった訓練が繰り返されるたびに、いろんな事故があったり事件があったりしたことを思い出すんですよね。それで嘉手納の住民からしても隣の読谷で起こった事故が忘れられないような状況が彼らにもあるわけです。非常に不安をあおられながら生活を余儀なくされているところを見ると、もうたまったもんじゃない。やはり議会も町長もしっかりと声を上げなくちゃいけない、三連協を通じてしっかりと上げなくちゃいけない、ということです。我々県民の生命・財産を預かる行政も、それから私たち議会もしっかりとこのことを追求していかなくちゃいけないというふうに思っているんですね。

一日も早くこの訓練が遠ざかってくれるようなことを願いながらも、やはり叫び続けていかなくちゃいけないという我々の状況をぜひ酌み取っていただいて、機会あるごとに働きかけていただきたいというのは非常に申し上げたいと思っています。

公室長何かありましたらお願いします。

○多良間一弘知事公室長　お答えいたします。

今、委員から御指摘のあったとおりパラシュート降下訓練につきましては、この例外的要件に当たるかどうかもはっきり説明もないままに、ずっとこういう形でもう恒常的に行う形になっていると思います。

これについては先ほど課長からも答弁したとおり、我々としても非常に遺憾に思っていますし、納得がいくものではないと思っております。

そのために抗議の中身をいろいろやってきておりますけれども、前回副知事のほうから抗議した際には、中身的にも結構強い口調でいろいろ言い方も変えてきております。

今後もこういったことがあってはならないように、日米両政府に対しては引き続き粘り強くこういったものをやらないように求めていきたいと思っております。

○仲宗根悟委員　ぜひ頑張ってください。

以上です。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○小渡良太郎委員長　再開いたします。

付議事件の審査及び陳情に対する質疑については全て終結し、採決を残す

のみとなっております。

陳情の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、議案等採択区分表により協議）

○小渡良太郎委員長　再開いたします。

お諮りします。

休憩中に御協議いたしましたとおり、陳情令和６年第135号、同第155号、陳情令和７年第13号、同第41号、同第62号、同第76号、同第97号、同第130号、同第154号、陳情第１号、同第５号、同第23号及び同第45号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小渡良太郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件についてを議題といたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情10件と、ただいまお示ししました本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小渡良太郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小渡良太郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

（休憩中に、比嘉委員から常態化する米軍パラシュート降下訓練に関する意見書及び同抗議決議提出の提案があり、議題の追加について協議した。）

○小渡良太郎委員長　再開いたします。

お諮りします。

常態化する米軍パラシュート降下訓練に関する意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小渡良太郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

（休憩中に、意見書及び同抗議決議の提出等について協議した結果、議員提出議案として提出する。提出者は本委員会の全員とする。提案理由説明者は委員長とする。要請方法は全て直接要請とする。議長に対して、関係要路に要請するため、議会代表として本委員会の委員を派遣するよう申し入れることで意見の一致を見た。）

○小渡良太郎委員長　再開いたします。

お諮りします。

常態化する米軍パラシュート降下訓練に関する意見書及び同抗議決議を議員提出議案として提出することとし、提案方法等については、休憩中に御協議したとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小渡良太郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、本意見書等で趣旨の変更を伴わない字句の修正等については、委員

長に一任でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小渡良太郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　小　渡　良太郎